

新型コロナウイルス感染症

～ 5月23日以降の取組について～

東京都では、5月22日をもって「リバウンド警戒期間」を終了することを決定しましたが、引き続き今後の取り組みとして「基本的な感染防止対策の徹底」を東京都内の全区市町村に対し、要請しました。

三宅村におきましても、村民の皆さまに次の点について、引き続きご協力をお願いいたします。

一つ目は、「こまめな換気の実施」、二つ目は「3密の回避」、三つ目は「マスクの着用は感染防止対策として大変重要なため、特に人と会話をする時や混雑する場所でのマスク着用の徹底」、四つ目は「こまめな手洗いと手指消毒の実施」です。

その他にも発熱等の症状が出た場合は、診療所へ事前に連絡のうえ、速やかに受診するようお願いいたします。また、体調に不安を感じたら、村で実施しているPCR検査無料化事業による検査キットで検査を受けましょう。

現在も、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありません。

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくため、引き続き、村民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

1 基本的な感染防止対策のお願い

【住民の皆さまへ】

「こまめな換気」や「3密の回避」、「マスクの着用は感染防止対策として大変重要なため、特に人と会話をする時や混雑する場所でのマスク着用の徹底」、「こまめな手洗いと手指消毒の実施」にご協力ください。

その他にも発熱等の症状が出た場合は、診療所へ事前に連絡のうえ、速やかに受診するようお願いいたします。また、体調に不安を感じたら、村で実施しているPCR検査無料化事業による検査キットで検査を受けましょう。

【来島される皆さまへ】

来島される場合は、基本的な感染防止対策を徹底し、三宅島観光協会が定めた「ガイドライン」の遵守をお願いします。また、他府県を跨いでのご来島移動の際は、各地で定められている感染対策の

2 公共施設の利用について

【注意事項】①以下の事項を実施するようご協力をお願いします。

- 従業員に対する検査の勧奨
- 入場をする者の整理等
- 発熱等の症状のある者の入場の禁止
- 手指の消毒設備の設置
- 事業を行う場所の消毒
- 入場をする者に対するマスク着用周知
- 感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）
- 施設の換気
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）

②感染防止のため、施設の利用規定及び各団体が定めた利用基準を遵守ください。

3 事業者等の皆さまへのお願い

【飲食店及び飲食に関連する施設】

■東京都「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、店頭への掲示店舗

- ◆認証基準を適切に遵守して営業するようお願いします。
- ◆飲食の場における安全安心確保のために「TOKYOワクション」の活用を。

■東京都「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受けていない、または掲示していない店舗

- ◆同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするようお願いします。
- ◆酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするようお願いします。

※カラオケ設備を提供している店舗について

利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するようお願いします。

●注意事項●

事業者の皆さまには、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

4 そのほか

* 村内の小中学校及び高校、保育園は感染防止策を徹底したうえで、通常に継続します。

* 村内の介護保険事業所は、感染防止対策を徹底したうえで事業を継続します。

* 島内での陽性患者発生状況等により、対策が変更となる場合もあります。その場合は、改めてお知らせいたします。

三宅村新型コロナウイルス感染症対策本部 TEL04994-5-0981

令和4年5月22日現在